

盛岡市立保育所民営化計画 『第2次民営化実施計画』について

保護者説明会資料

もくじ

- I 民営化の背景
- II 保育所の現状
- III 盛岡市の保育所民営化方針
- IV 第1次民営化実施計画の実績
- V 第2次民営化実施計画
- VI 民営化に向けての主な取組内容
- VII 民営化に関するQ & A
- VIII 参考

I 民営化の背景

○ 待機児童の解消

➡ 平成21年度4月現在33名特にも0歳児から2歳児までの待機児童が多い。

○ 保育ニーズの多様化への対応

➡ 休日保育，長時間延長保育など

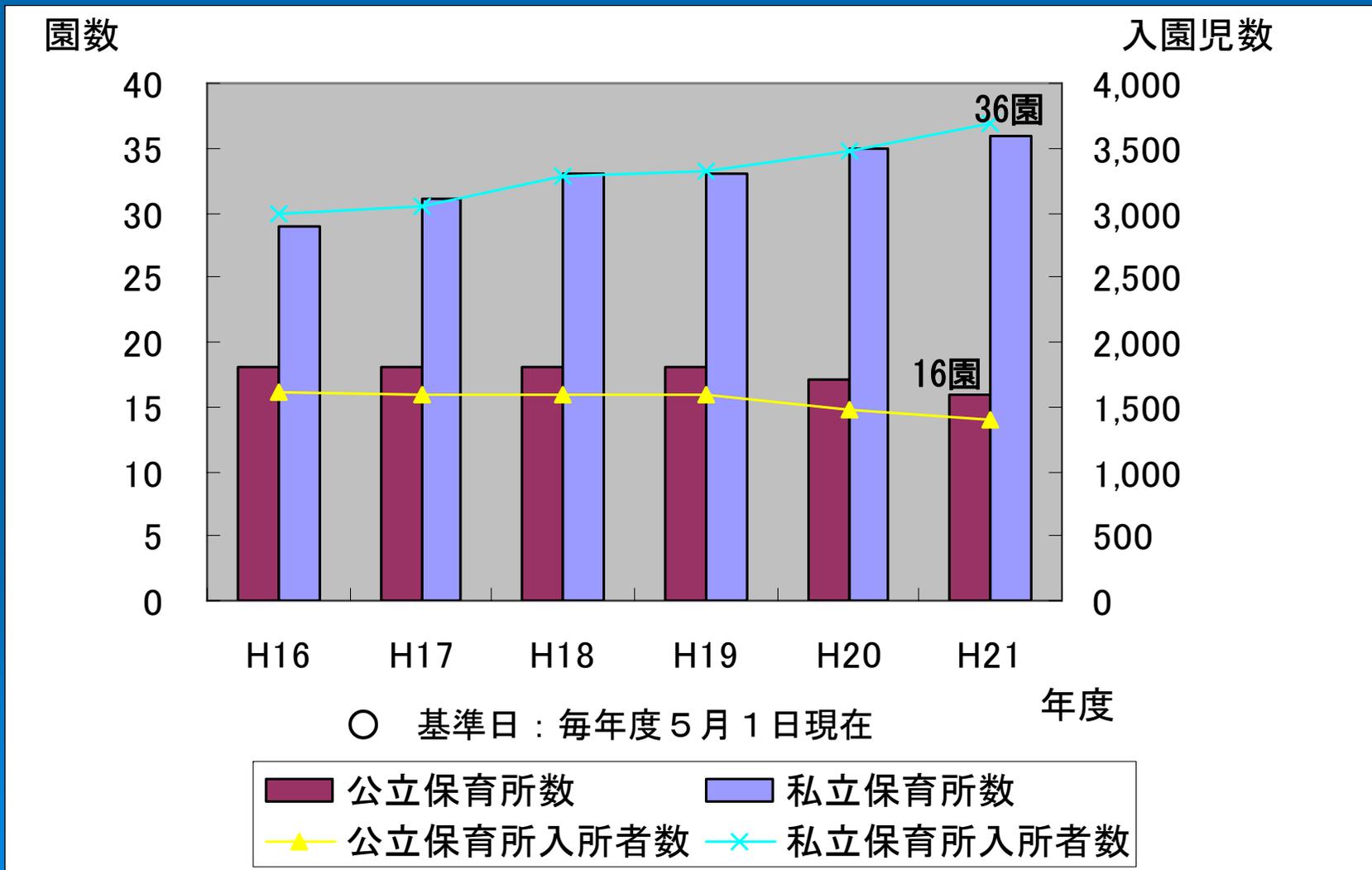
○ 厳しい財政状況のなか，次世代育成支援などの施策への対応が求められている。

○ 「最小の経費で最大の効果」をあげる

➡ 例：私立の場合，施設整備に国の助成が得られるなど。

Ⅱ 保育所の現状

公立・私立保育所園数・入園児童数比較



Ⅲ 盛岡市の保育所民営化方針 (平成18年1月制定)

- 平成20年度から公立保育園を順次民営化
- 保育所運営に意欲的な法人で安定的に継続的に運営でき、保育方針や目標を持って保育を行う法人を選定
- 職員の配置計画なども法人を選定する際に考慮
- 職員については、運営を引き受ける法人が採用した職員に代わりますが、子ども一人ひとりの状況をきめ細かく引受法人へ引継ぐなど保育の引継ぎには万全を期したい
- 公立保育園の職員は他の公立保育園へ配置転換し、定年などによる退職者を補充しないで民営化

IV 第1次民営化実施計画の実績

市は平成18年度から平成22年度の5か年を第1次民営化実施計画の期間と位置づけ

- (1) **津志田保育園**（平成20年度）
 - ・ ・ ・ 移管先 社会福祉法人「福振会」
- (2) **なかの保育園**（平成21年度）
 - ・ ・ ・ 移管先 社会福祉法人「本宮福祉会」

の2園を民営化しました。

V 第2次民営化実施計画

- 平成23年度から平成27年度までを第2次民営化実施計画の期間とします。
- 民営化の時期と対象とする保育所は次のとおりとします。

移管予定 年 度	保育所名 所在地	事業開始年月日 施設 建築 年	敷地面積 建築面積	定 員 保育開始 年 齢
平成24年度	本宮保育園 盛岡市本宮字 熊堂96-1	昭和32年4月1日 平成18年（建替）	3,227.00m ² 776.10m ²	120名 0歳
平成25年度	飯岡保育園 盛岡市下飯岡 8-99	昭和39年4月1日 平成5年（建替）	3,304.74m ² 760.37m ²	120名 0歳
平成26年度	くろいしの保育園 盛岡市黒石野 一丁目12-1	昭和49年6月1日 昭和49年	2,296.35m ² 465.23m ²	90名 1歳

V-1 民営化対象保育園の選定理由(1)

(1) 本宮保育園

- ① 新しい園舎のため、建替えが不要である。
- ② 土地区画整理事業により開発が進んでおり、待機児童が多い地区であることから、安定した保育需要が見込まれる。
- ③ 乳児室等の増築が可能である。

V-2 民営化対象保育園の選定理由(2)

(2) 飯岡保育園

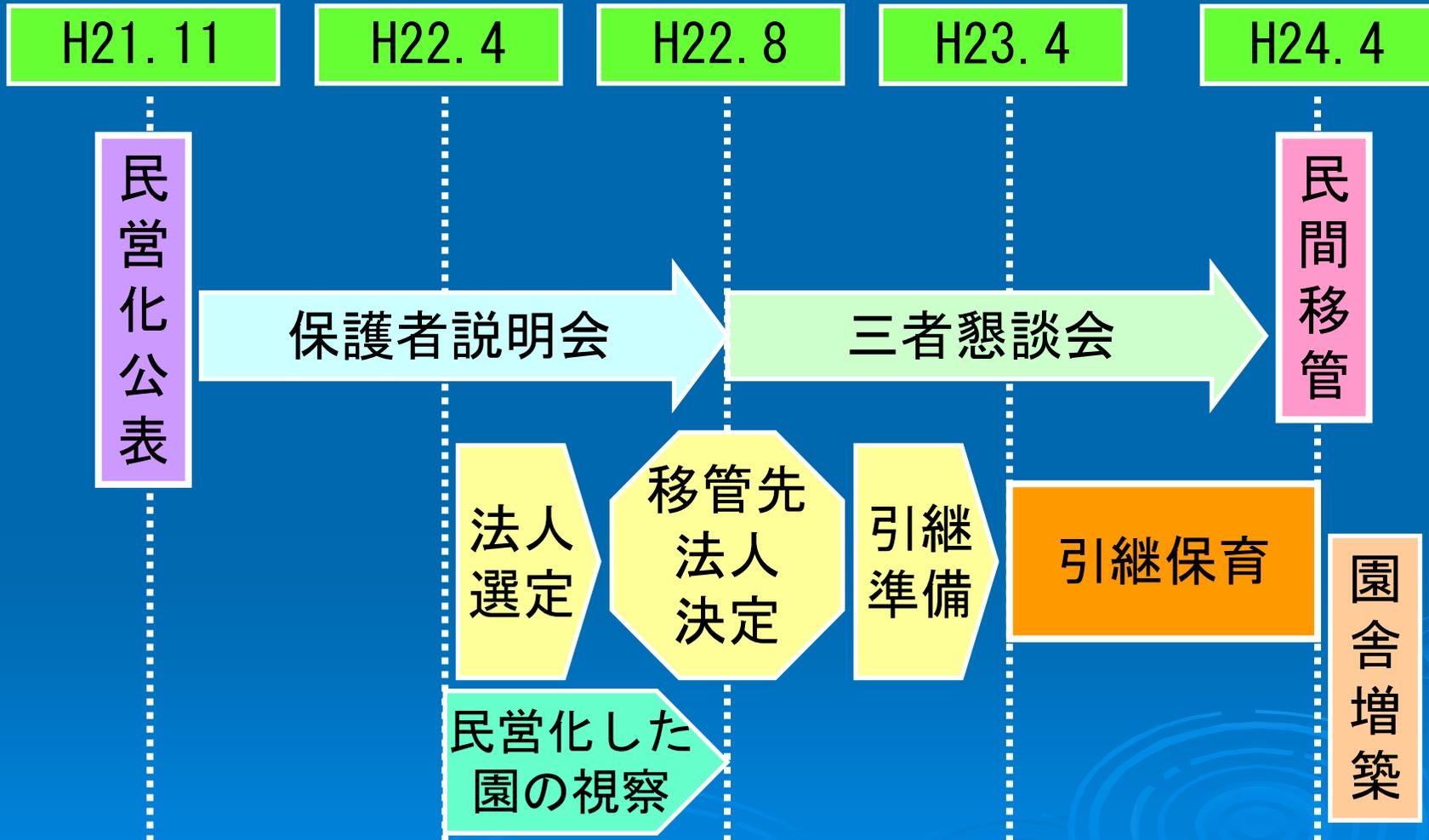
- ① 比較的新しい園舎のため、建替えが不要である。
- ② 乳幼児の保育需要が見込まれる。
- ③ 乳児室及び子育て支援センターの増築が可能である。

V-3 民営化対象保育園の選定理由(3)

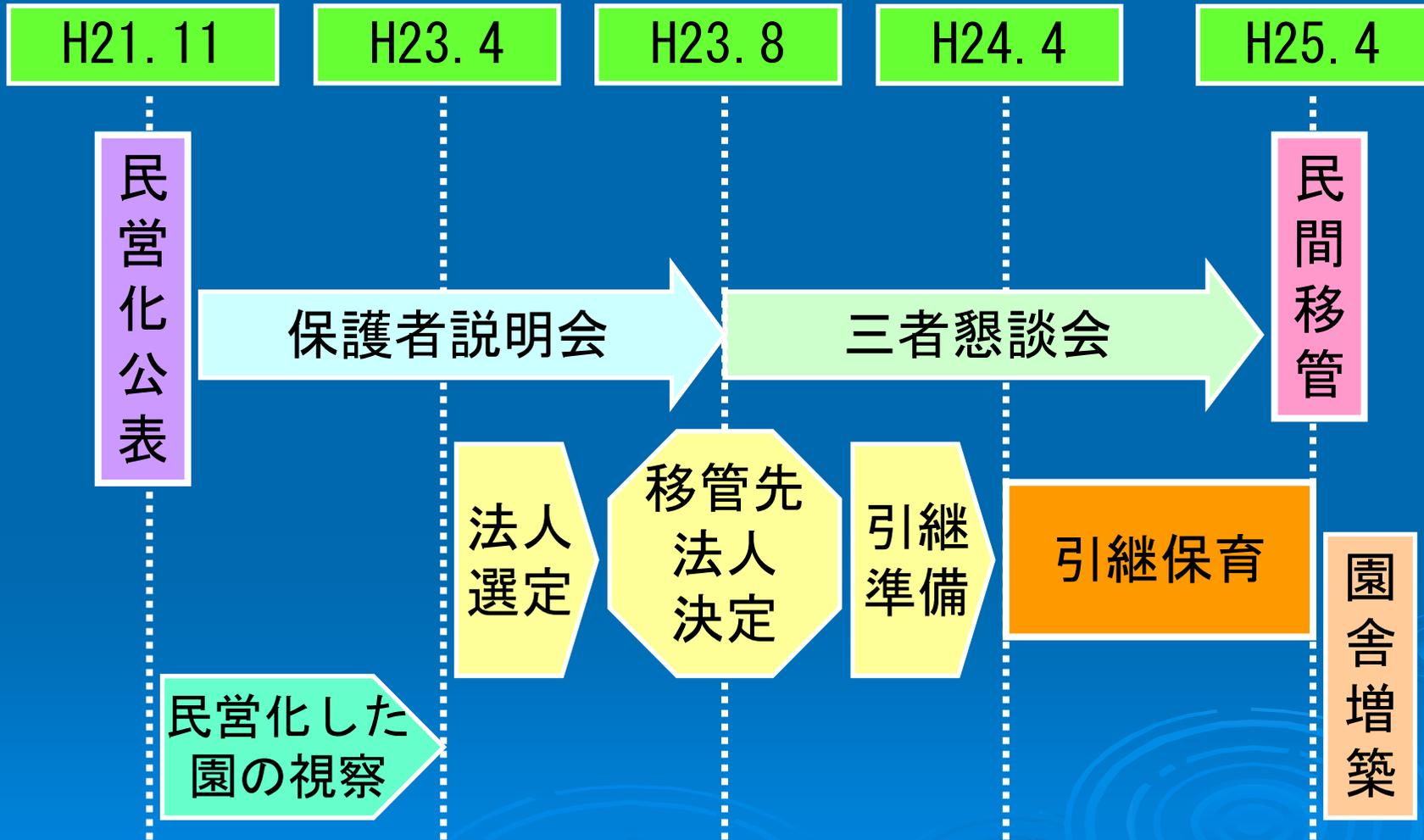
(3) くろいしの保育園

- ① 老朽化のため建替えが必要である。
- ② 既存園舎を利用しながら、建替えることが可能である。
- ③ 松園地区と上田地区の中間に位置しており、乳児保育を実施していないことから保育需要が見込まれる。

V-4 民営化のスケジュール（本宮保育園）



V-5 民営化のスケジュール（飯岡保育園）



V-6 民営化のスケジュール (くろいしの保育園)

H21.11

H24.4

H24.8

H25.4

H26.4

民営化公表

保護者説明会

三者懇談会

民間移管

法人選定

移管先法人決定

引継準備

引継保育

民営化した園の視察

園舎新築

VI 民営化に向けての主な取組内容

- 1 民営化の形態
- 2 運営主体と施設の譲渡制限
- 3 職員の処遇について
- 4 移管先法人の公募
- 5 移管先法人の選定方法
- 6 引継保育
- 7 移管後の市の関与

VI-1 民営化の形態

- 民営化の形態は、施設の設置・運営を民間が行う民間移管方式。
 - (1) 土地は、10年間無償貸付。延長可。
 - (2) 建物・備品及び工作物は、無償譲渡。
 - (3) 建物が国の処分制限期間（木造27年、鉄筋コンクリート60年）を超えている場合などについては、現在地での建て替えの可能性などを検討したうえで、建物は、民間で建設していただくこととします。
 - (4) 施設の整備には、国の補助金のほか、市の単独補助金の交付も予定しています。

IV-2 運営主体

- 保育所を建設した際の補助金により譲渡の相手方が制限されています→社会福祉法人又は社団・財団法人に限られる。
- 財産処分制限期間を超えて譲渡する場合は、国の補助金の制限は無いが、
 - ① 市の財産を無償譲渡すること。
 - ② 法人の設立目的などから判断して、社会福祉法人又は社団・財団法人とします。

VI-3 職員の処遇について

対象保育所に勤務している職員は、定年等による退職者に対して新たな職員を採用しないで不補充として民営化を進めています。

対象保育所に勤めている保育士は、他の公立保育所等へ配置換えを行います。

VI-4 移管先法人の公募

- 移管先の法人は公募により選定することとします。
- 応募資格
 - ① 岩手県内に法人本部がある社会福祉法人等であること。
 - ② 岩手県内で認可保育所を設置運営している実績があること。

VI-5 移管先法人の選定方法(1)

(1) 選定委員会を設置し選任します。

- ① 応募提案を審査選定するための選定委員会を設置します。
- ② 選定委員は学識経験者や対象保育所の保護者等で5名程度を選任します。
- ③ 選定委員会の会議は非公開としますが、応募者からのヒアリングは公開とします。

VI-5 移管先法人の選定方法(2)

(2) 選定要領

選定要領は、選定委員会で協議して定め、公表します。

(3) 決定

選定委員会が選定した法人と移管の事業の内容等について協議したうえで、市長が決定します。

VI-6 引継保育(1)

移管先法人に変わると職員が一変するので、児童への影響をできるだけ少なくするために引継保育に力を入れます。

(1) 移管までの準備期間と移管計画の策定

移管先法人が決定されてから移管までの準備期間として1年間程度を確保するように努め、移管先法人の引継体制や保護者の理解等、移管されるまでに十分な準備ができるよう移管計画を立てます。

VI-6 引継保育(2)

(2) 引継ぎの進行管理等

円滑に移管が行われるよう、移管計画に基づき進行管理を行うとともに、問題が生じた場合には、必要な改善・指導を行います。

移管準備期間や引継保育期間において、市は研修や職員配置について必要な支援を行います。

VI-6 引継保育(3)

(3) 引継保育の実施

移管の際は市職員と移管先法人職員が合同で保育にあたる期間を設けます。移管の期間中に子どもの様子などの把握に努め、きめ細かく対応しながら引継ぎ保育を行います。

引継保育の期間は、1年を目安としますが、期間については、保育所の状況を踏まえ、保護者・移管先法人・市で協議のうえ、定めます。

VI-6 引継保育(4)

(4) 保護者・移管先法人・市の三者による話し合いの場の設置

円滑な引継ぎを行うためには、保護者・移管先法人・市の信頼関係が大切なことから、移管先人の決定後、速やかに**三者による話し合いの場**を設けます。

移管先法人職員と市立保育所職員の両者が円滑な移行に向けた意識づくりを行うため互いに交流する機会を設けます。

VI-7 移管後の市の関与

(1) 移管後における市の支援

事業者の質の維持向上のため、市は他の私立保育所と同様に補助金や研修の面で支援していきます。

(2) 移管後の保育内容の確認等

移管後においても、市職員の訪問指導を行い、円滑な引継ぎに努めます。

また、引き続き一定期間、保護者・移管先法人・市の三者において定期的な話し合いの場を設け、保育内容を確認し、移管に関する問題が生じた場合必要な改善・指導を行います。

VI-7 移管後の市の関与

(3) 保育内容の評価と結果の公表

移管後における保育内容について、保護者へのアンケート等を実施し、その運営状況の評価を公表します。

VII 民営化に関するQ & A



Ⅶ－１ 民営化に関するＱ＆Ａ

Ｑ 民営化すると保育料が高くなるのでは？

Ａ 認可保育所の保育料は、国で基準（徴収金基準額）を決め、それに基づき市長が保育料を決定します。したがって、市内の認可保育所の保育料は公立・私立で違いはありませんので、民営化により、保育料が変わることはありません。

VII-2 民営化に関するQ & A

Q 民営化すると保育士の数が減るのでは？

A 保育士の数（配置基準）は国の基準で決まっており、公立も私立も最低のラインは同じです。経営状況を理由に勝手に保育士を減らしたりすることはできません。

VII-3 民営化に関するQ & A

Q 民営化した場合、保育所の保育の質は下がるのではないか？

A 保育所ごとに厚生労働省が定める「保育所保育指針」や保護者との話し合いに基づき保育の内容を決定します。公立保育所と比べて私立保育所の保育の質が低いという認識は持っておりません。

Ⅶ－４ 民営化に関するQ & A

Q 民営化した場合，保育士が全員変わって子ども達に影響がないのか？

A 民営化にあたって市と移管先法人で1年間を目安に引継保育を実施します。

4月に移管先法人から，主任保育士と保育士が派遣され，市職員の身分を持って保育にあたります。

保育士は，翌年移管後にクラスの担任として保育にあたります。

Ⅶー5 民営化に関するQ & A

Q 民営化した場合、保育士が全員変わって子ども達に影響がないのか？

A 10月からさらに移管先法人から保育士が派遣され、各クラスに入り保育を行います。

基本的に、移管後の4月には派遣された保育士が各クラスの担任となります。

子どもが、知っている保育士のもとで移管後の保育がスタートします。

VIII 参考

VIII-1 津志田保育園が民営化されて(1)

◎ 充実したサービス

民営化前

- ・ 定員

90人

- ・ 保育実施年齢

1歳児から

- ・ 延長保育

19時までの1時間 →

民営化後

→ 120人 (30人増)

→ 生後3か月から

→ 20時までの2時間

VIII-1 津志田保育園が民営化されて(2)

◎ 新たに実施したサービス

→ 休日保育

一時預かり事業

子育て支援センター事業

病児・病後児保育事業

(体調不良児対応型)

Ⅷ-1 津志田保育園増築部分



VIII-2 なかの保育園が民営化されて(1)

◎ 充実したサービス

民営化前

・ 定員

90人

・ 保育実施年齢

1歳児から

・ 延長保育

19時までの1時間

民営化後

→ 120人 (30人増)

→ 生後8週から

→ 20時までの2時間

VIII-2 なかの保育園が民営化されて(2)

◎ 新たに実施したサービス

- 一時預かり事業
- 子育て支援センター事業
- 病児・病後児保育事業
(体調不良児対応型)

Ⅷ-2 旧なかの保育園園舎



Ⅷ-2 新なかの保育園園舎



終わり

